

入 札 説 明 書（総合評価落札方式（ダム管理支援業務））

中部地方整備局蓮ダム管理所の平成２３年度蓮ダム管理支援業務に係わる入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く。））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

※本業務は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成23年度本予算が成立し、予算示達がなされる、かつ平成 23・24 年度の土木関係建設コンサルタント業務の一般競争（指名競争）参加資格を受けることを条件とするものである。

本業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）」に基づき実施される業務である。

１．公告日 平成２３年１月２０日（木）

２．契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局 蓮ダム管理所長 早川 信光

三重県松阪市飯高町森 1 8 1 0－1 1

３．業務名 平成 23 年度 蓮ダム管理支援業務（電子入札対象案件）

４．業務概要

（１）業務目的

本業務は、ダム、貯水池及び関連施設等に関する情報連絡等、ダム等における管理業務の支援を行うものである。

なお、本業務対象施設は蓮ダムで、業務発注担当部署及び操作方式は、別紙－１の「業務発注担当部署及び対象施設」を参照。

（２）業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、発注者受注者間の指示及び承諾行為は、受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において、業務を行うものである。

主な業務内容は、以下のとおりである。

１）ダム管理施設等管理支援

貯水池及び庁舎周辺等におけるゴミ回収、清掃、草刈等

２）調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務

調査職員勤務時間外において以下の項目を実施する。なお、異常等を確認した場合は、速やかに管理技術者へ報告するとともに、併せて調査職員へ報告するものとする。

①ダム等の異常発見等の通報

- ②電話、来訪者、郵便等の対応
- ③地震時の情報の連絡
- ④降雨並びに洪水に関する注意報、警報等の情報連絡
- ⑤庁舎の安全確認等

3) 従来の実施状況に関する情報については、別紙－2を参照すること。

(3) 技術提案に関する要件

競争参加資格確認申請書等を提出する者（以下「競争参加資格確認申請者」という。）は、業務を実施するにあたって創意工夫を発揮し、質の向上に努めるため、以下の観点から各提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 評価テーマに対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記の評価テーマについて、留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

評価テーマ：ダムの特性を踏まえた、出水時、渇水時、地震時等の対応の留意点について

(4) 履行期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日を予定している。

(5) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は、「業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等」とする。

(6) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(7) 成果品

成果品は、以下のとおりとする。

- ・業務実施報告書 1式
- ・打合せ資料 1式

(8) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が1,000万円を越える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

(9) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

- ・電子入札システムによる手続きは、同じICカードにて手続きを行うこと。ただし、使用していたICカードについて、ICカード発行機関のICカードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合においては、業務発注担当部署の承諾を得た場合

に限り、当該入札に関して入札権限のある他のＩＣカードに変更することができる。

- ・当初より、電子入札システムによりがたいものは、業務発注担当部署の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。
- ・電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと業務発注担当部署が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
- ・以下、本説明書において、紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の業務発注担当部署の承諾を前提として行われるものである。

(10) 本業務の契約書(案)、共通仕様書、特記仕様書は、別冊のとおりである。

(11) 担当部局

〒515-1615 松阪市飯高町森1810-11

中部地方整備局蓮ダム管理所

1) 契約関係

総務係

電 話：0598-45-0371

FAX：0598-45-0343

2) 技術関係

管理係

電 話：0598-45-0371

FAX：0598-45-0343

5. 入札参加資格

5-1. 単体企業

(1) 法第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと。

- ・なお、入札に参加しようとする者は、競争参加資格を確認する資料として、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに、様式-19に従い、次に掲げる事項を記載した誓約書を提出すること。

①法第15条において準用する第10条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

②暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号）について中部地方整備局が別に定める手続（別紙-5を参照。）により行う警察庁への意見聴取に協力すること。なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者とされることに異存がないこと。また、中部地方整備局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、入札に関する条件に違反するものとして入札無効とされることに異存がないこと。

(2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成23・24年度の一般競争（指名

競争) 参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請していること。

なお、平成 23 年 4 月 1 日時点において、上記の一般競争(指名競争)参加資格の土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていなければならない。

- (4) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5-2. 設計共同体

5-1. に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成 23 年 1 月 20 日【公示日】付け中部地方整備局長)に示すところにより、中部地方整備局長から平成 23 年度蓮ダム管理支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。

- 5-3. 5-1. (3) に掲げる平成23・24年度の一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていない者も参加表明書を提出することができるが、参加表明書提出期限までに平成23・24年度の一般競争(指名競争)参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請を行うこと。(5-2. に掲げる設計共同体構成員についても同様とする。)

5-4. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定(入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない)に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

5－5．競争参加資格確認申請者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

1) 業務対象区間の占有者及び占有者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。(ただし、4.(2)8)に記載する「河川法等に基づき河川管理者(調査職員)が行う許認可等の審査、指導の支援に関する業務」が付随されている場合に限る。)

2) 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。

①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

②一方の会社の代表権を有する役員が、他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(2) 誓約書の提出

上記(1)における中立公平性が確認できる誓約書、若しくは資料の写しを様式自由にて提出することとする。なお、誓約書の提出期限は、競争参加資格確認申請書等と同様とする。

(3) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、当該業務対象施設と同一の三重県に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有する者であること。

- ・業務の主たる部分を再委託しない者であること。

- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

- ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(4) 業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、平成13年度以降に完了した以下に示す業務(平成22年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)、公益法人(注4)、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した発注者支援業務(注6)、公物管理補助業務(注7)、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。

注1) 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独

立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第4条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

注2）地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

注3）地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

注4）公益法人とは、次のものをいう。

一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

注5）大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

注6）発注者支援業務とは、積算技術業務、技術審査業務及び工事監督支援業務等に該当する業務をいう。なお、業務内容については別紙－3を参照すること。

注7）公物管理補助業務とは、河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査・適正化指導業務等に該当する業務をいう。なお、業務内容については別紙－3を参照すること。

5－6．配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

（1）配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有する者。

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者

- ・河川法施行規則第 27 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第 2 号の研修を終了した者
- ・ 1 級土木施工管理技士
- ・ RCCM または RCCM と同等の能力を有する者（※ 1）（技術士部門と同様の部門に限る。）
- ・河川法第 77 条第 1 項の河川監理員の経験を 1 年以上有する者
- ・河川又は道路関係の技術的行政経験を 25 年以上有する者（※ 2）
- ・その他発注者が認めた公物管理の資格を有する者（※ 3）

※ 1 「RCCM と同等の能力を有する者」とは、RCCM 試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※ 2 「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

※ 3 「発注者が認めた公物管理の資格を有する者」とは、以下のとおり。

- ・施設等管理推進協議会が認定した河川管理支援士

※ 外国資格を有する技術者（わが国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は RCCM 相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認結果の通知日まで大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

（２）配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、平成13年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成22年度完了予定も対象に含む）において、1 件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は、実績として認めない。

業務実績には、平成13年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

1) 同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等（注 1）が発注した公物管理補助業務（注 7）（河川）

2) 類似：・地方公共団体（注 2）（都道府県及び政令市を除く）、地方公社（注 3）、公益法人（注 4）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注 5）が発注した公物管理補助業務（河川）

- ・国、都道府県、政令市、特殊法人等（注 1）、地方公共団体（注 2）、地方公社（注 3）、公益法人（注 4）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（注 6）、調査検討・計画策定業務（河川）、管理施設調査・運用・点検業務（河川）、土木設計業務（河川）の

予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者の業務

なお、同種業務・類似業務の区分については、別紙－４参照。

また、（注１～６）の説明は、５－５（４）と同じ。

（３）恒常的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

（４）手持ち業務量

- １）配置予定管理技術者は、平成 23 年 4 月 1 日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成 23 年 3 月 31 日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が 4 億円未満かつ 10 件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。）となっている契約金額が 500 万円以上の業務をいう。

平成 23 年 4 月 1 日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を 4 億円未満から 2 億円未満に、件数を 10 件未満から 5 件未満にするものとする。

- ２）本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額で 4 億円未満、件数で 10 件未満（平成 23 年 4 月 1 日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で 2 億円未満、件数で 5 件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

①当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

②当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

③当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者

④手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は仕様書・特記仕様書等において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

- ３）本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を 1 名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第 6 条第 9 号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年以内の同種業務で、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が、75点以上の業務における管理技術者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が、75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が、当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

5－7．配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定担当技術者の資格

1) 以下のいずれかの資格等を有する者

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者、土木学会1級技術者又は土木学会2級技術者
- ・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を終了した者
- ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
- ・RCCM または RCCM と同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）
- ・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者
- ・河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者
- ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者
- ・その他発注者が認めた公物管理の資格を有する者（※1）

※1 「発注者が認めた公物管理の資格を有する者」とは、以下のとおり。

- ・施設等管理推進協議会が認定した河川管理支援士

なお、4.（2）2）調査職員の勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務に専ら従事する者については、上記における資格要件を要しない。

5－8．競争参加資格確認申請書等に関する要件

以下の「（1）競争参加資格確認申請書等の内容」において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は、競争参加資格がないものとする。

(1) 競争参加資格確認申請書等の内容（各個別様式は、別紙－6参照）

- ・競争参加資格確認申請書（様式－1）
- ・競争参加資格確認資料表紙（様式－2）
- ・企業の平成13年度以降に完了した業務実績（様式－3）
- ・予定管理技術者の経歴等（様式－4）
- ・予定管理技術者の平成13年度以降に完了（平成22年度完了予定含む）の同種又は類似業務実績（様式－5）
- ・業務対象施設と同一県内に所在する業務拠点（様式－6）
- ・業務実施体制（様式－7）
- ・技術提案書表紙（様式－8）

- ・業務の実施方針（様式－９） ※業務の実施体制図は、別途添付
- ・技術提案（様式－１０）
- ・予定担当技術者の平成13年度以降に完了（平成22年度完了予定含む）の同種又は類似業務実績（様式－１１）
- ・申請書送付様式（様式－１２） ※代表者名にて発注者の長あて
- ・中立公平性を確保していることを示す誓約書（様式自由）
- ・設計共同体で参加する場合の協定書の写し
- ・法第 15 条において準用する法第 10 条各号に該当する者でないこと等（５．５－１．（１）を参照。）を示す誓約書（様式－１９）
- ・「恒常的雇用関係」を証明する資料（様式自由）又は契約日までに「恒常的雇用関係」が成立する趣旨の証明（様式自由）

6. 競争参加資格確認申請書等の提出等

本競争の参加希望者は、次に従い、競争参加資格確認申請書等を提出しなければならない。
なお、提出期間内に競争参加資格確認申請書が提出場所に到達しなかった場合は、本競争に参加することはできない。

（１）入札参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書等及び見積書を提出すること。

提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」（様式－１）及び「資料」（様式－２～７、１９および誓約書、設計共同体で参加する場合の協定書の写し、「恒常的雇用関係」を証明する資料）、技術提案書フィールドに「技術提案書」（様式－８～１１）をそれぞれ添付し、提出すること。

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・一太郎 2007 以下
 - ・Microsoft Word2002 以下
 - ・Microsoft Excel2002 以下
 - ・その他アプリケーション
 - PDF ファイル Acrobat6.0 以下
 - 画像ファイル JPEG 及び GIF 形式
 - 圧縮ファイル LZH 形式のみ
- ※ ZIP 等、他の圧縮形式は認めない。

ただし、競争参加資格確認申請書等の容量が 3MB を超える場合は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注１）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。持参又は郵送等にて提出する場合は、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参、郵送等にて提出する場合は、提出書類は電子媒体（CD-ROM）に上記の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

なお、これにより郵送等で提出する場合は、様式－１２を電子入札システムにより競争参加資格確認申請書等として送信すること。FAX の提出は認めない。

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参又は郵送等により提出し、提出書類

は電子媒体（CD-ROM 等）に 6（1）の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

提出期間及び提出先は、以下のとおりとする。

- ・提出期間：別表の③のとおり。
- ・提出先：4.（11）1）と同じ。

※ 注1「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便で、書留郵便と同等のものとする。

（2）5－1.（1）の記載による法第 10 条各号に該当するものでないことを示す確認資料については、（1）の記載に関わらず、提出期間、提出先、提出方法が異なるため、別表の②に提出期間を示す他、別紙－5 を熟読の上、これに基づき必要書類を提出すること。

（3）競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書等の提出期限日をもって行うものとする。

なお、競争参加資格確認通知の日は、別表の①の日を予定する。

（4）その他

- ①競争参加資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②分任支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書等を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。
- ③提出された競争参加資格確認申請書等（CD-ROM 等の電子媒体含む）は、返却しない。
- ④提出期限以降における競争参加資格確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においては、この限りではない。
- ⑤競争参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先 4.（11）1）と同じ。

（5）競争参加資格確認申請書等の作成及び記載上の留意事項

1）競争参加資格確認申請書等内容の留意事項

競争参加資格確認申請書等について、記載された事項以外の内容を含む競争参加資格確認申請書等、又は書面及び書式に示された条件に適合しない資料等については、競争参加資格確認申請書等を無効とする場合があるので注意すること。

なお、競争参加確認申請書等の様式は、別紙 6 の様式－1～11（A4 版）に示されるとおりである。

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
企業の業務実績	・競争参加資格確認申請者が過去に受注した業務実績について、記載する。 ・5－5（4）に規定する業務に関する実績を対象とする。 ・平成13年度以降に完了した業務とし、平成22年度完了予定見込みの業務も対象とする。 ・記載する件数は、最大2件とする。

	・記載様式は様式－３し、１件につき１枚以内に記載する。
配置予定管理技術者の経歴等	・配置予定の管理技術者について、資格・業務経験等について記載する。 保有資格の資格証等の写しを添付すること。 ・手持ち業務は、平成23年４月１日現在、国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものも含めて全て記載する。 手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務とし、本業務以外の業務で配置予定技術者として未契約業務（特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）がある場合は、手持ち業務の記載対象とし業務名の後に「未契約」と明記するものとし、参考見積金額を契約金額として記載する。 ・当該地域での業務実績について、中部地方整備局管内で行った業務の実績を１件記載する。業務実績とは発注者の別、同種・類似などの業務種別に関わらず、当該地域で受託した全ての業務をいう。 なお、対象は平成13年度以降に完了した業務とし、平成22年度完了予定業務も対象とする。 ・記載様式は様式－４とする。 ・競争参加資格確認申請者と「恒常的雇用関係」にあることを証明する資料（様式自由）を添付すること。ただし、競争参加資格確認申請書等提出日までに「恒常的雇用関係」が、提出者と配置予定管理技術者の両者において成立していない場合は、契約日までに「恒常的雇用関係」が成立する趣旨の証明（様式自由）を添付すること。
配置予定管理技術者の同種又は類似業務等の実績	・配置予定の管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・平成13年度以降に完了した業務とし、平成22年度完了予定の業務も対象とする。 ・記載する件数は、最大２件とする。 ・競争参加資格確認申請者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名を記載すること。 ・記載様式は様式－５とする。１件につき１枚以内に記載する。
当該業務対象施設と同一の都道府県内に業務拠点	・当該業務対象施設の都道府県内に業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を記載する。 （対象施設が複数の都道府県にまたがる場合は、そのいずれかの都道府県に業務拠点を有すること。） ・記載様式は様式－６とする。
配置予定担当技術者の同種又は類似	・配置予定の担当技術者の人数を記載する。 ・配置予定の担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」

業務等の実績	の実績について記載する。（氏名は記載しない。） ※「同種又は類似業務」区分は配置予定管理技術者と同様。 - 平成13年度以降に完了した業務とし、平成22年度完了予定の業務も対象とする。 - ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。 - 記載様式は様式－１１とする。
業務実施体制	- 単体企業、設計共同体、いずれの場合においても業務分担について記載する。 - 設計共同体により業務を実施する場合は、設計共同体の構成員である旨を記述するとともに、企業名を記載すること。 - 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は、学識経験者などの技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 - 配置予定技術者を記載する。 - 本業務に従事予定の担当技術者の人数を記入すること。 - 記載様式は様式－７とする。
業務の実施方針	- 業務実施体制図は別途添付すること。 - 記載様式は様式－９とし、２枚以内に記載すること。
技術提案	- 入札説明書４．（３）２）に示した評価テーマに対し、具体的に記載すること。記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したＣＧ、詳細図面等を用いることは認めない。 - 記載様式は様式－１０とし、１枚以内に記載すること。

２）業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

競争参加資格確認申請者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負（委託）業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、競争参加資格確認申請者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、配置予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

なお、技術士（総合技術監理部門－建設）の場合、総合技術監理部門－建設までが確認できる資格証明書等の資料も提出すること。

3）中立公平性を確保していることを示す誓約書（自由様式）を添付すること。

（6）提出期限・提出場所及び提出方法

①提出期間：別表の③のとおり

②提出場所：4.（11）1）に同じ。

③提出方法：競争参加資格確認申請書等の提出は電子入札システムによること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る）により、提出場所へ提出すること。

FAXによるものは受け付けない。

（7）その他

競争参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先

4.（11）1）に同じ

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）競争参加資格確認申請書等を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。

（2）上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官中部地方整備局蓮ダム管理所長に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

（3）上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。

（4）競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所、受付時間及び提出方法は、以下のとおりである。

・受付場所：4.（11）1）に同じ

・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

・提出方法：持参又は郵送等に関し、電子入札システム及びFAXによる提出は認めない。

8. 入札説明書・積算基準資料等に対する質問の受付及び回答

（1）質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。なお、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問が

あった場合には、公正な入札の確保が出来ないため、その者の行った入札を原則として無効とする。

紙入札方式の者は、持参又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先：4.（11）1）に同じ

②質問の受付期間：別表の④のとおり。

（2）質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答するので確認すること。また、下記のとおり閲覧に供する。なお、紙入札者に対しては、別途回答する。

①閲覧場所：蓮ダム管理所

②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで

9. 総合評価落札方式に関する事項

（1）落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（3）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- 2）落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
- 3）上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

（2）総合評価の評価項目

総合評価における評価項目は、以下のとおり。

評価項目					評価の着目点	評価 のウ エイ ト
					判断基準	
予定管	管	資	技	技 術 者 資 格	下記の順位で評価する。	① 5

理技術者の経験及び能力	理技術者	格要件	術者資格等	等、その専門分野の内容	①以下のいずれかの資格を有するもの ・技術士（建設部門又は総合技術監理部門-建設） ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者 ・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を終了したもの。 ・1級土木施工管理技士 ・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 ②以下のいずれかの資格を有するもの ・RCCM又はRCCMと同等の者 ・河川又は道路関係の技術的な行政経験を25年以上有するもの ・その他発注者が認めた公物管理の資格を有する者	② 3
		専門技術力	業務執行技術力	平成13年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	① 5 ② 3
		情報収集力	地域精通度	平成13年度以降の同種又は類似業務の当該事務所・周辺での業務実績	下記の順位で評価する。 ①当該事務所管内における同種又は類似業務実績がある。 ②当該整備局管内における同種又は類似業務実績がある。 ③その他	① 5 ② 3 ③ 0
予定担当技術者の経験	予定担当技術者の専門技術力				下記の順位で評価する。 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③その他	① 5 ② 3 ③ 0
実施方針	業務理解度				業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	1 0
	実施体制				下記の場合に優位に評価する。 ・配置技術者の人数、代替要員の確保など業務を遂行す	2 0

			るうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。	
技術提案	本業務における留意点	的 確 性	留意点を十分に理解し、対応策が的確な場合に優位に評価する。	20
		実 現 性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。	10
合計（技術評価の配点合計）				80

・実施方針及び技術提案の履行確実性

評価にあたっては、次の方式により行うものとする。

- 1) 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、実施方針及び技術提案（以下「技術提案等」という）の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案等の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないとする具体的な事情がない限り、（６）３）３－２）の履行確実性の評価をAとし、履行確実性度を1.0として評価するものとする
- 2) 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなる恐れがあることから、（６）３）３－２）①から④までの審査項目を評価した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

○と審査した項目数	評 価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

（３）総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝（価格評価点の満点）×（１－入札価格／予定価格）

価格評価点の満点は、30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は、60点とする。（技術評価点80点満点を60点換算する。）

①予定技術者の経験及び能力

②実施方針

③技術提案

④技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の満点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（①に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（④の評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（②に係る評価点）＋（③に係る評価点）

（4）競争参加資格確認申請書等に基づく業務

競争参加資格確認申請書等において、採用した提案内容を契約書に特約事項として添付し、当該特約事項に基づいて、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

受注者の責により、提案内容を満足する業務が行われない場合及び提案された実績を有する担当技術者が配置できない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

（5）競争参加資格確認申請書等に関するヒアリングの実施

ヒアリングでは、競争参加資格確認申請書等に記載された以下の事項について質疑応答を行う。また、その結果について、評価項目の得点に反映させる。

①実施場所：中部地方整備局 蓮ダム管理所 分室（三重県松阪市大黒田町 1037）

②実施期間：別表の⑥のとおり

③ヒアリング時間：別途通知

④出席者：配置予定管理技術者

⑤ヒアリングにおける質疑応答内容

- ・配置予定管理技術者の経歴について
- ・配置予定管理技術者の業務実績について
- ・実施方針について
- ・技術提案について

（6）履行確実性に関するヒアリング

1) ヒアリングの実施

① どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する場合がある。

② ヒアリングを実施する場合は、別途通知する。

③ 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者は、技術提案等の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこ

ととなる恐れがあることから、競争参加資格確認申請書等のほかに、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める。

ただし、追加資料の提出の意向の無い者については、上記追加資料の提出期限日までに、追加資料の提出を行わない旨の書面（様式は自由）にて提出するものとする。追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、その入札を無効として取り扱うものとする。

なお、追加資料の再提出及び提出後の修正は認めない。

- ④ ヒアリングの出席者には、配置予定管理技術者及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

又、上記①～④に掲げる履行確実性に関するヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として、無効とすることがある。

2) 履行確実性の審査のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が、調査基準価格に満たないときは、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

- ・当該価格により入札した理由（様式13）
 - ・入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書（様式14）
 - ・一般管理費等内訳書（様式14-1）
 - ・当該契約の履行体制（様式15）
 - ・手持の建設コンサルタント業務等の状況（様式16）
 - ・手持ち業務の人工（様式16-1）
 - ・配置予定技術者名簿（様式17）
 - ・直接人件費内訳書（様式17-1）
 - ・過去において受注・履行した同種又は類似業務の名称及び業務発注担当部署（様式18）
 - ・再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）
 - ・過去3カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し
- なお、配置予定技術者名簿には、配置予定技術者（管理技術者、担当技術者、照査技術者、増員担当技術者）及び再委託先技術者を記載するものとする。

3) 技術提案等の履行確実性の審査・評価方法

3-1) 技術提案等の履行確実性の審査は、競争参加資格確認申請書等（履行確実性の審査に必要な部分に限る）履行確実性に関するヒアリング及び追加資料等をもとに行い、技術提案等の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案等に係る評価点をその履行確実性に応じて付与する。

3-2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、①業務内容に対応した費用が計上されているか、②配置予定技術者（照査予定技術者を除く。以下同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか、③品質管理体制が確保されているか、④再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、①から④までの各項目毎に審査した上で、5段階（A～E）で総合的に評価する。

10. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札書の受付期間

別表の⑥のとおり。（紙入札の場合も同じ。）

(2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により4. (11) 1) の契約手続きに関する担当部局まで、持参又は郵送等すること。

(3) 開札の日時及び場所

別表の⑦のとおり。

11. 入札方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は原則2回を限度とするが、場合によっては3回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き、予決令第99条の2に基づく随意契約には、移行しない。

12. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(1) 紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

(2) 第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

(3) 紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

(4) 本案件は開札後、落札予定者に対してFAXにて資格確認を行う。よって開札時には連絡が取れるよう、担当者は待機すること。

FAXにて指定する回答期限時間までに確認ができなかった場合は、入札は無効となり、

落札予定は取り消される場合がある。

また、これに併せ、開札時には一旦保留通知書を電子入札システムにて送付するので、確認すること。

なお、本案件について競争参加資格要件を満たさないこととなった場合並びに本案件の落札予定者となったことにより、他の参加業務において競争参加資格要件を満たさないこととなった場合には、速やかにそれぞれの発注者に対し、技術提案書の取下げ手続きを行うこと。

1 4．入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認を受けた者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けているもの、その他開札の時ににおいて5．に掲げる要件のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

1 5．契約書作成の要否等 要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては、契約書特約事項として添付する。

1 6．支払条件

支払い条件については、下記を予定している。ただし、契約金額又は工期によって変更する場合がある。

前払金 無

部分払金 5 回以内

1 7．火災保険付保の要否 否

1 8．低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（１）から（４）について実施するものとする。なお、（１）及び（２）については、履行確実性の評価及び予決令第 86 条の調査に先立ち、実施の可否について、確認を行うものとする。

（１）配置予定管理技術者の制限

配置予定管理技術者の制限について、次の１）及び２）を実施するものとする。なお、１）により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

１）本業務の配置予定管理技術者としての要件を満足し、過去４年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上の業務における管理

技術者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である技術者を、配置予定管理技術者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置管理技術者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。

2) 本業務の履行期間中は、配置管理技術者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者

③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が、当該管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が、75点以上である者

④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の申請を行った代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任する予定の者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名とする。また、損害補填の期間は、本業務完了後1年間とする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

(3) 再委託

共通仕様書で示す簡易な業務の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と(1)1)の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

19. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

(1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の日の翌

日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により求めることができる。

（2）上記（1）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日は含まない。）以内に書面により行う。

（3）受付場所、受付時間及び提出方法は以下のとおりである。

- ・受付場所：4.（11）と同じ
- ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで
- ・提出方法：持参又は郵送等に関し、電子入札システム及びFAXによる提出は認めない。

20. 再苦情申立て

（1）7.（3）及び19.（2）の回答に不服がある者は、当該回答に係る書面を受け取った日から7日（休日を含まない）以内に、書面により中部地方整備局長に対して再苦情の申し立てを行うことができる。再苦情申し立てについては、入札監視委員会にて審議を行う。

（2）再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先

- ・中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）
- ・電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）
- ・時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く、10時00分から16時00分まで

21. 関連情報を入手するための照会窓口

4.（11）1）と同じ。

22. その他

（1）契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。

（3）競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格確認申請書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

（4）同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。

（5）競争参加資格確認申請書等の提出後において、原則として競争参加資格確認申請書等に記載された内容の変更を認めない。また、競争参加資格確認申請書等に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

（6）電子入札システムは、閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電

子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページアドレス <http://www.e-bisc.go.jp>

- (7) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。

「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は、下記のとおりとする。

- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク TEL 03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>

- ・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

各民間認証局に問い合わせること。

ただし、競争参加資格確認申請書等、応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、

〒515-1615 三重県松阪市飯高町森1810-11

中部地方整備局蓮ダム管理所 総務係

電話：0598-45-0371 へ連絡すること。

- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）
- ・辞退届受付票
- ・日時変更通知書
- ・入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
- ・入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・決定通知書
- ・保留通知書
- ・取止め通知書

- (10) 本入札に係る落札及び契約締結の条件は、平成23年度の予算が成立し、予算示達され、かつ平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けた場合とする。

本入札に係る落札決定及び契約締結は、平成 23 年 4 月 1 日とするが、本入札に係る平成 23 年度予算成立が 4 月 2 日以降となった場合は、予算成立後最初の開庁日とする。

また、暫定予算となった場合、予算処置が全額計上されているときは、全額の計上とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間のみの契約とする。

なお、本入札に係る開札は、落札決定を保留した上で行うものである。

(11) 落札者の決定等の公表

本業務の入札の過程の透明性を確保するため、落札者の決定後、入札参加者から提出された競争参加資格確認申請書等の評価結果、入札金額、総合評価の結果、落札者の決定理由について、公表するものとする。

(12) 受注者が負う可能性のある罰則等

1) 本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

2) 第 25 条第 1 項の規定（秘密保持）に違反して、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることとなる（法第 54 条）。

3) 次のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により 30 万円以下の罰金に処されることとなる。

- ・「法第 26 条第 1 項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「法第 26 条第 1 項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者。

- ・正当な理由なく、「法第 27 条第 1 項」による指示等に違反した者。

4) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記 3) の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人も上記 3) の刑を科されることとなる。

(13) 国土交通省が行う警察庁への意見聴取に対する協力について

- ・本業務は、法第 2 条第 7 項に規定する民間競争入札の対象であるため、参加者について、競争参加資格として設定されている暴力団排除に関する欠格事由（法第 15 条において準用する第 10 条第 4 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号をいう。）への該当の有無を警察庁へ意見聴取することが必要な業務である。

- ・そのため、入札に参加しようとする者は、「暴力団排除に関する欠格事由の確認について」（別紙－５）を踏まえ、国土交通省（当地方整備局を含む。）が行う警察庁への意見聴取に協力しなければならないものとする。

- ・なお、必要な資料を適時に提出しないなど上記手続に協力しているとは認められないときは、入札心得第 6 条第 9 号に該当するものとして入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。

- ・また、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認をした後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落

札者としての決定も取り消される) ことに留意すること。

(14) 本業務は、新たな積算手法の対象業務である。

本業務の積算基準については、下記URLを参照すること。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/minaoshi/index.htm>

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成 23 年 2 月 17 日
②	法第10条各号に該当する者でないことを示す資料（誓約書除く）の提出期限	平成 23 年 1 月 21 日から 平成 23 年 2 月 4 日までの 10 時 00 分から 16 時 00 分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
③	申請書等の提出期間	平成 23 年 1 月 21 日から 平成 23 年 2 月 9 日まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 時間は 平成 23 年 1 月 21 日～平成 23 年 2 月 8 日は 10 時 00 分から 16 時 00 分まで 平成 23 年 2 月 9 日は 10 時 00 分から 12 時 00 分まで
④	入札説明書の内容についての質問の受付期間	平成 23 年 1 月 21 日から 平成 23 年 2 月 25 日までの 10 時 00 分から 16 時 00 分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
⑤	技術提案に関するヒアリングの期間及び場所	平成 23 年 2 月 21 日から 平成 23 年 2 月 22 日まで 蓮ダム管理所 分室 （三重県松阪市大黒田町 1037）
⑥	入札書の受付期間	平成 23 年 3 月 8 日 10 時 00 分から 平成 23 年 3 月 9 日 16 時 00 分まで
⑦	開札の日時及び場所	平成 23 年 3 月 10 日 11 時 00 分 蓮ダム管理所 入札室
⑧	調査基準価格未満で入札した者に求める追加資料の提出期限	別途通知する ※ 追加資料は必ず持参すること。なおメール、FAX による提出は受理しない。
⑨	履行確実性に関するヒアリング	別途通知する

別紙－１ 業務発注担当部署及び対象施設

整備局等	建設部 (業務発注担当部署)	事務所名	施設名	操作方式
北海道開発局	札幌開発建設部	空知川河川事務所	金山	一定率一定量
			滝里	自然調節一定量
		岩見沢河川事務所	桂沢	一定量放流
		千歳川河川事務所	漁川	一定率一定量
		豊平川ダム統合管理事務所	豊平峡	一定率一定量
			定山溪	一定率一定量
	旭川開発建設部	旭川河川事務所	大雪	一定率一定量
			忠別	一定率一定量
		名寄河川事務所	岩尾内	一定率一定量
	帯広開発建設部	帯広河川事務所	十勝	一定率一定量
			札内川	自然調節
	網走開発建設部	北見河川事務所	鹿ノ子	一定率一定量
	函館開発建設部	今金河川事務所	美利河	一定率一定量
	室蘭開発建設部	二風谷ダム管理所	二風谷	自然調節(定開度)
	留萌開発建設部	留萌開発事務所	留萌	自然調節

整備局等	事務所名 (業務発注担当部署)	施設名	操作方式
東北地方整備局	北上川ダム統合管理事務所	四十四田	一定率一定量
		田瀬	一定量放流
		湯田	一定量放流
		石淵	自然調節(定開度)
		御所	一定率一定量
	鳴子ダム管理所	鳴子	自然調節(定開度)
	釜房ダム管理所	釜房	一定率一定量
	最上川ダム統合管理事務所	白川(直轄)	一定率一定量
		寒河江	一定率一定量
	浅瀬石川ダム管理所	浅瀬石川	一定率一定量
	玉川ダム管理所	玉川(直轄)	一定量放流
	七ヶ宿ダム管理所	七ヶ宿	一定量放流
	三春ダム管理所	三春	一定量放流
	月山ダム管理所	月山	一定率一定量
	摺上川ダム管理所	摺上川	自然調節(全閉、全開)

整備局等	事 務 所 名 (業務発注担当部署)	施 設 名	操 作 方 式
関東地方整備局	利根川上流河川事務所	渡良瀬遊水池総合開発施設	自然調節(流入堤)
	利根川ダム統合管理事務所	藤原	自然調節(定開度)(一定量放流)
		相俣	自然調節(定開度)(一定量放流)
		菰原	一定率放流(自然調節(定開度))
	品木ダム水質管理所	品木	その他
	鬼怒川ダム統合管理事務所	五十里	一定量放流
		川俣	一定量放流
		川治	一定量放流
	二瀬ダム管理所	二瀬	一定率一定量
	荒川上流河川事務所	荒川調節池総合開発施設	一定量放流
北陸地方整備局	相模川水系広域ダム管理事務所	宮ヶ瀬	一定開度放流
	羽越河川国道事務所	大石	一定量放流
	金沢河川国道事務所	手取川	一定率一定量
	大町ダム管理所	大町	一定率一定量
	阿賀川河川事務所	大川(直轄)	一定率一定量
	三国川ダム管理所	三国川	一定率一定量
	黒部河川事務所	宇奈月	自然調節 + 一定量
	羽越河川国道事務所	横川	自然調節
中部地方整備局	天竜川ダム統合管理事務所	美和	一定率一定量
		小渋	一定率一定量
	浜松河川国道事務所	新豊根	一定率一定量
	矢作ダム管理所	矢作	一定率一定量
	丸山ダム管理所	丸山	一定量放流
	木曽川上流河川事務所	横山	貯水位放流方式
	蓮ダム管理所	蓮	一定量
	長島ダム管理所	長島	一定率一定量
	庄内川河川事務所	小里川	自然調節(ゲートレス)
近畿地方整備局	淀川ダム統合管理事務所	天ヶ瀬	ナベ底カット+予備放流
	九頭竜川ダム統合管理事務所	九頭竜	一定量放流
		真名川	その他(不定率放流)
	紀の川ダム統合管理事務所	大滝	一定率一定量
		猿谷	その他

整備局等	事 務 所 名 (業務発注担当部署)	施 設 名	操 作 方 式
中国地方整備局	日野川河川事務所	菅沢	一定量放流
	土師ダム管理所	土師	一定率一定量
	山口河川国道事務所	島地川	自然調節(ゲートレス)
	弥栄ダム管理所	弥栄	一定率一定量
	八田原ダム管理所	八田原	一定率一定量
	温井ダム管理所	温井	一定開度
	苫田ダム管理所	苫田	一定率一定量
	三次河川国道事務所	灰塚	自然調節(ゲートレス)
四国地方整備局	吉野川ダム統管理事務所	柳瀬	その他(自由越流後一定量)
	松山河川国道事務所	石手川	一定量放流
	野村ダム管理所	野村	その他(一定量後一定開度)
	大渡ダム管理所	大渡	一定率一定量
	中筋川総合開発工事事務所	中筋川	自然放流(ゲートレス)
	山鳥坂ダム工事事務所	鹿野川	その他(一定量後一定開度)
	那賀川河川事務所	長安口	一定率一定量
九州地方整備局	鶴田ダム管理所	鶴田	一定率一定量
	緑川ダム管理所	緑川	一定率一定量
	筑後川ダム統管理事務所	下笠	一定量放流
		松原	一定率一定量
	山国川河川事務所	耶馬溪	一定量放流
	武雄河川事務所	厳木	一定量放流
	菊池川河川事務所	竜門(直轄)	一定量放流
沖縄総合事務局	北部ダム統管理事務所	福地	自然調節(ゲートレス)
		新川	自然調節(ゲートレス)
		安波	自然調節(ゲートレス)
		普久川	自然調節(ゲートレス)
		辺野喜	自然調節(ゲートレス)
		漢那	自然調節(ゲートレス)
		羽地	自然調節(ゲートレス)

※ この他、平成23年度より管理開始予定のダム

長井ダム (東北地方整備局)	自然調節 (ゲートレス)
志津見ダム (中国地方整備局)	自然調節 (ゲートレス)
尾原ダム (中国地方整備局)	一定率一定量
大保ダム (沖縄総合事務局)	自然調節 (ゲートレス)

別紙-2. 従来の実施状況に関する情報の開示

※入札公告に合わせて、業務発注担当部署の発注単位毎に公表する。

1 従来の実施に要した経費			(単位:千円)		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
(中部地方整備局 蓮ダム管理所)					
	人件費	常勤職員			
		非常勤職員			
	物件費				
	委託費等	委託費定額部分	10,500	10,395	9,923
		成果報酬等			
	旅費その他				
計(a)			10,500	10,395	9,923
参考値	減価償却費				
	退職給付費用				
(b)	間接部門費				
(a)+(b)			10,500	10,395	9,923
(注記事項)					
1.本業務は、過去3年間「ダム管理支援業務」として社団法人に委託している。					
2.上記の委託費の積算には、業務に係る人件費、材料費、諸経費、技術経費等が含まれる。					
3.業務概要は、「実施要項1.」に記載している項目のうち、情報連絡業務をのみを実施している。					

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

(業務従事者に求められる知識・経験等)

●管理技術者が以下の要件を満たすこと

1. 経験に関する要件

過去10年間に完了した以下に示す同種又は類似業務において1件以上の実績を有すること。

[1]同種:国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理業務(河川)

[2]類似:以下のいずれかの実績

・地方公共団体(都道府県、政令市を除く)、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務(河川)

・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した

土木工事に関する発注者支援業務、調査検討・計画策定業務(河川)、管理施設調査・運用・点検業務(河川)、土木設計業務(河川)

の予備設計・詳細設計、又は土木工事の監理技術者

2. 技術力に関する要件

以下のいずれかの資格を有する者。

①技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)又は1級土木施工管理技士又は、土木学会特別上級技術者、上級技術者又は土1級技術者のいずれかの資格を有している者。

②RCCM、又はRCCMと同等の能力を有する者。(技術士部門と同様の部門に限る)

③(財)ダム水源地環境センターが行うダム管理技士試験に合格し、ダム管理技士として登録されている者。

④河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上。

⑤公共工事の発注者として、河川又は道路関係の技術的実務経験を25年以上有する者。

⑥施設等管理支援技術者認定委員会又は、施設等管理推進協議会が認定した河川管理支援士

(業務の繁閑の状況とその対応)

・洪水や災害等の発生において、情報収集や資料整理により、業務量が増減する場合がある。

(月単位の人員配置状況を開示する場合の例)

(人)

(蓮ダム管理所)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19年度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20年度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21年度	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(注記事項)

1.委託対象の業務に年度を通じて直接従事した月毎の人数を記載している。

(従来の計画・実績の状況)	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績

(中部地方整備局 蓮ダム管理所)

平常時に関する業務(日)	245	245	243	243	245	245
--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(注記事項)

1.平常時に関する業務については、従事日数(日)を表す。

2.洪水調節に関する業務については、洪水調節回数(回)を表す。

3.災害等緊急時に関する業務については、災害等発生回数(回)を表す。

3 従来の実施に要した施設及び設備

(中部地方整備局 蓮ダム管理所)

【施設】

施設名称: 情報連絡室

使用場所: 蓮ダム管理所1階

使用面積: 10.5m²

【設備及び主な物品】

【発注者からの貸与品】

種類: 机、電話機、FAX

使用数量: 机1台、電話機1台、FAX1台

【受注者の持ち込み品】

種類: 土木工事共通仕様書等図書、パソコン、カラープリンター、デジタルカメラ

使用数量: 土木工事共通仕様書等1式、パソコン1台、カラープリンター1台、デジタルカメラ1台

(注記事項)

・国が民間事業者に提供・使用させる施設・設備等は、実施要項「費用負担等に関するその他の留意事項」に記載のとおり。

4 従来の実施における目的の達成の程度

①ダム管理施設の夜間及び閉庁日の保全

ダム管理施設・危険物・突発自然現象等異常が発生した場合は速やかに調査職員への報告を行った。

②情報の接受・連絡等

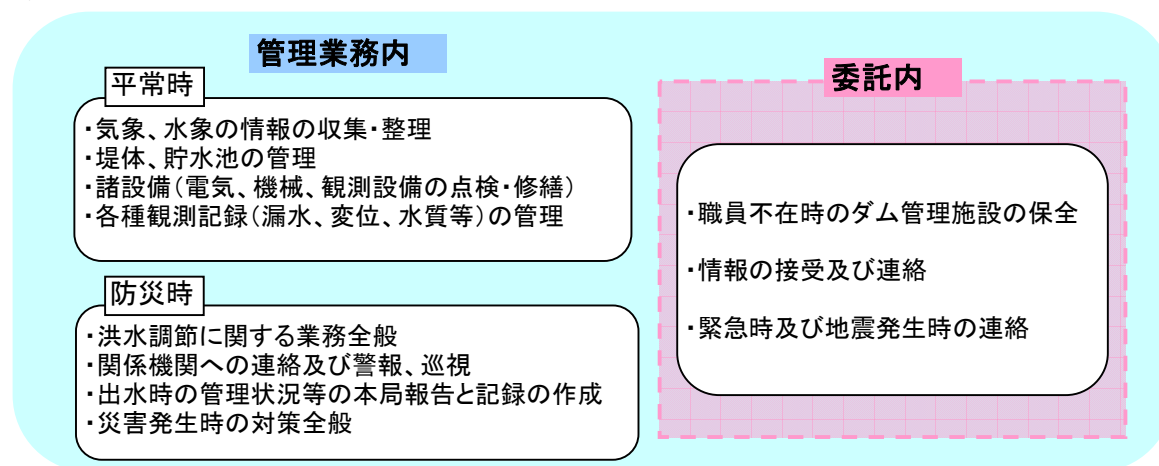
情報の接受及び連絡等を行った場合、業務日報に記録を行った。

③緊急時及び地震発生時の発注者への連絡

緊急事態及び地震等が発生した場合は調査職員に速やかに連絡を行った。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法



(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

・本業務は、蓮ダムの適正な管理を行うため、ダム管理施設の夜間及び閉庁日の保全、情報の接受及び連絡、緊急事態及び地震発生時の発注者への連絡を行うものである。業務の履行にあたっては、業務に関わる施設等の特性及び操作方法、流域の水理水文特性を十分理解し、精通しておくこと。

・業務体制は、管理対象地点へ2時間以内に到達できる体制とする。

・業務実施にあたり、法令遵守や厳格な守秘義務の確保が求められる。

(注記事項)

業務実績	対象業務	業務内容
発注者支援業務	◆積算技術業務	○積算に必要な現地調査、工事発注図面・数量総括表・数量計算書の作成、積算資料の作成、積算データ入力までの一連の業務
	◆技術審査業務	○工事発注資料の作成から技術資料の分析・整理までの一連の業務
	◆工事監督支援業務	○材料確認・段階確認等による設計図書との照合、工事検査等に立合、監督職員の補助を行う業務 ○指示・地元調整等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等を行う業務
	◆品質検査業務(過去の業務)	○材料確認・段階確認等による設計図書との照合、工事検査等に立合、監督職員の補助を行う業務
	◆工事管理業務(過去の業務)	○指示・地元調整等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等を行う業務
	◆事業計画業務(過去の業務)	○公共事業に関する実施計画関連資料の作成等の一部を支援する業務
公物管理業務(河川)	◆河川巡視業務	○河川を巡視し、河川及び河川管理施設の状況、河川の占有又は利用状況等の適切な把握と処理及び河川管理上必要な情報の収集を行う業務
	◆河川許認可審査支援業務	○河川法に基づく各種申請書の受理・整理、河川台帳等の点検・修正・整備等、現地情報及び資料の収集・整理等を行う業務
	◆ダム管理支援業務	○洪水調整機能を有するダムのダム管理業務
	◆排水機場管理支援業務	○関係機器の操作、日常点検・管理、及び排水機場全体の日常管理等を行う業務
公物管理業務(道路)	◆道路巡回業務	○落下物及び道路損傷の発見、道路施設の異常発見、不法占用の確認等を行う業務
	◆道路許認可審査業務	○道路の各種占用申請の審査・指導、境界確認申請審査・現地立合、特殊車両申請の審査のいずれかの補助業務
	◆適正化指導業務	○道路の不正使用、不法占用の指導取締、特殊車両申請の指導取締のいずれかの補助業務
CM業務		○公共工事等の設計、発注、工事の各段階におけるコンストラクションマネジメント業務
PFI事業技術アドバイザー業務		○PFI事業の実施に関する技術アドバイザー業務
土木設計業務(河川)	◆予備設計	○堤防・護岸設計、樋門・樋管設計、排水機場設計、特殊構造物設計、河川景観設計 等
	◆詳細設計	○堰設計、水門設計、排水機場設計、堤防・護岸設計、樋門・樋管設計、床止め設計、特殊構造物設計 等
土木設計業務(道路)	◆概略設計	○路線検討、道路概略設計、橋梁予備検討、トンネル予備検討 等
	◆予備設計	○道路予備設計(中心線決定、用地幅決定)、橋梁予備設計、トンネル予備設計、道路構造物予備設計、道路・橋梁景観設計 等
	◆詳細設計	○道路詳細設計、橋梁詳細設計、トンネル詳細設計、道路構造物詳細設計、補修設計 等

業務実績	対象業務	業務内容
調査検討・計画策定業務（河川）	◆調査検討業務	○利水計算、降雨解析、流量検討関係、治水経済調査、水理・土砂解析、水辺環境調査、耐震調査、縦横断測量、水理計算プログラム開発、等
	◆計画策定業務	○河道計画、防災システム、ハザードマップ、氾濫解析、利水計画、河川情報システム、環境アセスメント、河川環境整備計画関係、治水対策関係、治水経済調査、情報・防災系システム、河川環境整備関係、広報資料作成、事業計画等
調査検討・計画策定業務（道路）	◆調査検討業務	○交通需要予測調査、地質基礎調査、設計用図化関係、点検関係、交通量観測、事業基礎調査、パーソントリップ調査、公害系基礎調査、等
	◆計画策定業務	○整備計画関係検討、環境アセスメント、都市計画策定関係検討・資料作成、事業説明資料作成関係、情報化構想策定、防災アセスメント、地域防災計画関係、環境系計画関係、産業振興計画、広報資料作成、事業計画等
管理施設調査・運用・点検業務（河川）	◆管理施設調査業務	○河川管理施設の現状把握、施設設置のための基礎調査等
	◆管理施設運用業務	○河川管理施設の操作要領、運用計画の作成等
	◆管理施設点検業務	○河川管理施設の点検
管理施設調査・運用・点検業務（道路）	◆管理施設調査業務	○舗装修繕計画、橋梁補修計画、防災対策、交通安全対策 等
	◆管理施設運用業務	○情報管理業務 等
	◆管理施設点検業務	○橋梁点検、防災点検、トンネル点検 等
測量業務	◆測量作業	○基準点測量、水準測量、平板測量、路線測量、河川測量、深淺測量、用地測量、空中写真測量 等
	◆測量調査	○測量計画に関する測量調査、地図作成に関する測量調査、地域開発関連の測量調査、施設管理関連の測量調査、防災関連の測量調査、環境解析に関する測量調査、工事施工に関する測量調査、基礎測量調査 等
地質調査業務	◆ボーリング調査	○土質ボーリング、岩盤ボーリング、土質試験、解析等調査 等
	◆地質調査	○弾性波探査、軟弱地盤技術解析、地すべり調査、水文・水質観測調査、トンネル変状調査、ダム地質解析、地盤環境調査、液状化判定 等

※対象業務は、過去の発注された業務名を記載してあります。なお、対象業務の追加がある場合があります。

対象業務における同種業務・類似業務の分類表《公物管理補助業務》

2/2

【管理技術者】

【 凡例 : 同種● 類似○ 】

業務実績	対象業務	河川巡視	河川許認可	ダム管理	排水機場管理	道路巡回	道路許認可審査・適正化指導業務
発注者支援業務	◆積算技術業務	○	○	○	○	○	○
	◆技術審査業務	○	○	○	○	○	○
	◆工事監督支援業務						
	◆品質検査業務(過去の業務)	○	○	○	○	○	○
	◆工事管理業務(過去の業務)	○	○	○	○	○	○
公物管理補助業務(河川)(注1)	◆河川巡視業務	●○	●○	●○	●○		
	◆河川許認可審査業務	●○	●○	●○	●○		
	◆ダム管理支援業務	●○	●○	●○	●○		
	◆排水機場管理支援業務	●○	●○	●○	●○		
公物管理補助業務(道路)(注1)	◆道路巡回業務					●○	●○
	◆道路許認可審査業務					●○	●○
	◆適正化指導業務					●○	●○
調査検討・計画策定業務(河川)	◆調査検討業務	○	○	○	○		
	◆計画策定業務	○	○	○	○		
調査検討・計画策定業務(道路)	◆調査検討業務						
	◆計画策定業務						
管理施設調査・運用・点検業務(河川)	◆管理施設調査業務	○	○	○	○		
	◆管理施設運用業務	○	○	○	○		
	◆管理施設点検業務	○	○	○	○		
管理施設調査・運用・点検業務(道路)	◆管理施設調査計画					○	○
	◆管理施設運用業務					○	○
	◆管理施設点検業務					○	○
CM業務						○	○
PFI事業技術アドバイザー業務						○	○
土木設計業務(河川)	◆予備設計	○	○	○	○		
	◆詳細設計	○	○	○	○		
土木設計業務(道路)	◆概略設計					○	○
	◆予備設計					○	○
	◆詳細設計					○	○
土木工事	◆監理技術者	○	○	○	○	○	○

(注1) 同種(●)は国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した業務、類似(○)はその他の機関が発注した業務

暴力団排除に関する欠格事由の確認について

平成23年度の発注者支援業務等（発注者支援業務（積算技術業務、工事監督支援業務及び技術審査業務）、公物管理補助業務（河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査・適正化指導業務）及び用地補償総合技術業務をいう。）に係る入札については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する民間競争入札の対象となったため、暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号をいう。）に関し、入札に参加する事業者がそれらに該当するか否かについて、警察庁へ意見聴取を行うこととなっている。

そのため、入札に参加する事業者においては、次に掲げるところにより、所要の対応をすること。

1. 参加しようとする発注者支援業務等の発注機関に対し、当該発注者支援業務等に係る入札説明書の定めるところにより、業務ごとに、暴力団排除に関する欠格事由に該当しない者であることを記載した誓約書（様式－19）を提出すること。
2. 下記（1）に掲げる提出先に対し、下記（2）に掲げる提出期限までに、下記（3）に掲げる提出資料を1通ずつ提出すること（下記（4）に掲げる提出方法その他留意事項によること）。

なお、当該資料は、当地方整備局各機関が入札公告をする発注者支援業務等に共通して用いるため、当該発注者支援業務等のうち複数のものに参加する事業者（設計共同体の構成員として参加する場合を含む。）であっても、1通ずつ提出すればよいことに留意すること。

この取扱の対象となる発注者支援業務等は、中部地方整備局ホームページにて公表しているので、十分に確認すること。

（1）提出先

〒460－8514

名古屋市中区三の丸2－5－1 名古屋合同庁舎第2号館

中部地方整備局総務部契約課契約第二係

電話 052－953－8138

電子メール keiyaku@cbr.mlit.go.jp

（2）提出期限

平成23年2月4日（金）16：00必着のこと。

なお、競争参加資格申請書等の提出期限とは異なるので、注意されたい。

(3) 提出資料

①入札参加事業者等確認書（様式－２０）

②意見聴取対象者に係る確認のための書面

（参考１及び参考２を参照のこと。なお、確認のための書面のうち「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよく、すべての入札参加事業者が提出する必要はないことに留意されたい。）

③確認用電子データ（様式－２１。なお、ダウンロードシステムにて交付するエクセルファイルにて作成、提出のこと。）

(4) 提出方法その他留意事項

１）上記（３）①から③の資料の提出方法は、次のとおりとする（なお、各資料のデータを１枚のＣＤ－Ｒ等にまとめて記憶させて差し支えない）。

いずれも、電子入札システムによる提出ではないことに留意すること。

①入札参加事業者等確認書

原本を郵送するとともに、ＰＤＦ化したデータを記憶させたＣＤ－Ｒ等を郵送すること。

②意見聴取対象者に係る確認のための書面

原本を郵送するとともに、ＰＤＦ化したデータを記憶させたＣＤ－Ｒ等を郵送すること。

③確認用電子データ

（１）のアドレス宛電子メールの添付文書として送信するとともに、当該確認用電子データを記憶させたＣＤ－Ｒ等を郵送すること。

２）上記（３）②記載のとおり確認のための書面のうち「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよいが、その提出期限については、落札予定者の通知とともに通知する。なお、提出先は（１）まで、持参又は郵送にて提出すること。

参考１ 意見聴取対象者等

参考２ 暴力団排除に関する欠格事由

様式－１９ 誓約書

様式－２０ 入札参加事業者等確認書

様式－２１ 確認用電子データ作成様式

意見聴取対象者等

※確認のための書面のうち「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよく、すべての入札参加事業者が提出する必要はないことに留意されたい。

		意見聴取の対象 (※1)	意見聴取に必要な事項	確認のための書面
入	個人の場合	① 入札参加事業者	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 ・商号又は屋号 ・事業内容	・住民票の写し等 (※3) ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 (戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本)
		② ①の法定代理人 (※2)	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面 (①の戸籍抄本)
札 参 加 事 業 者 の 場 合	法人	③ 入札参加事業者	・商号又は名称、代表者氏名 ・主たる事業所の所在地 ・事業内容	・登記事項証明書 (※4)
		④ ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍、役職名	・住民票の写し等 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 (戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本)
		⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面 (④の戸籍抄本)
		⑥ ③の主要株主等 (※5) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 ・所有株式数又は出資金額、割合	
		⑦ ③の主要株主等 (法人)	・商号又は名称、代表者氏名 ・主たる事業所の所在地 ・所有株式数又は出資金額、割合	
		⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍、名称	・住民票の写し等
		⑨ ③の親会社等 (※6) (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 ・所有株式数又は出資金額、割合	・住民票の写し等 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 (戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本)
		⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面 (⑨の戸籍抄本)
		⑪ ③の親会社等 (法人)	・商号又は名称、代表者氏名 ・主たる事業所の所在地 ・所有株式数又は出資金額、割合等	・登記事項証明書
		⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍、役職名	・住民票の写し等 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 (戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本)
		⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面 (⑫の戸籍抄本)
		⑭ 相談役、顧問等⑩と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍、名称	・住民票の写し等

※1 「意見聴取の対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※3 「住民票の写し等」とは、原則として、住民票の写し(本籍地の記載あるもの)、対象が外国人の場合で外国人登録をしている場合の外国人登録原票の写し又はこれに代わる書面(いずれも発行後6ヶ月以内のもの)とする。ただし、「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよい。

※4 「登記事項証明書」とは、履歴事項全部証明書(発行後6ヶ月以内のもの)

※5 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※6 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者に対して施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係(特定支配関係)を有している者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。

(参考2)

暴力団排除に関する欠格事由

【1】法第10条第4号関係

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

（【1】説明）

上記のとおり。

【2】法第10条第6号関係

営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が【1】に該当するもの

（【2】説明）

「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」とは、以下の者以外の未成年者をいう。

- ①親権者又は後見人から営業を許可された者（民法第6条）
- ②婚姻により成年に達したものとみなされる者（民法第753条）

【3】法第10条第7号関係

法人であって、その役員のうちに【1】又は【2】のいずれかに該当する者があるもの

（【3】説明）

「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。

- ①「理事」「監事」は、財団法人及び社団法人等の場合である。
- ②「取締役」「執行役」「業務を執行する社員」「監査役」は、会社法の株式会社、持分会社等の場合である。
- ③「これらに準ずる者」は、法人格を有するその他の団体における役員

であって、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。

【４】法第１０条第８号関係

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者がその事業活動を支配する者

（【４】説明）

法第１０条第８号にいう「事業活動を支配する者」については、その概念が広く、入札参加時に意見聴取の対象をすべて特定することは困難であるため、次に掲げる者が意見聴取対象者とされている。

- ①相談役、顧問等名称のいかんを問わず、入札参加事業者（法人の場合）の役員と同等以上の支配力を有する者
- ②入札参加事業者（法人の場合）の発行済株式の総数の１００分の５以上の株式を所有する株主
- ③入札参加事業者（法人の場合）の出資総額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者

【５】法第１０条第９号関係

その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。）が【１】から【４】までのいずれかに該当する者

（【５】説明）

「その者の親会社等」とは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第３条に規定するものをいう。

- ① 施行令第３条第１項第１号の「株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主」とは、「株の発行者（自己株式の場合）」、「株式持ち合いの場合の株式所有者」等をいう。
- ② 同条第２号及び第３号の「役員」には、社団法人等の「監事」及び株式会社等の「監査役」等の監査関係の役員は含まれない。

法第１０条第９号にいう「親会社等」のうち、入札参加事業者に対して施行令第３条第１項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する

者が意見聴取対象者とされている。なお、施行令第3条第2項に規定する「ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者」は意見聴取の対象者とはされていない。

(参照条文)

●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

(平成18年法律第51号)

(欠格事由)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号 に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- 九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能とな

る関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）
が前各号のいずれかに該当する者

十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合
において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民
競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公
共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者

十一 法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サー
ビスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満た
すことができない者

十二 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直
接の利害関係のある者

(準用)

第十五条 第十条、(中略)の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民
間競争入札について準用する。この場合において、(中略)と読み替える
ものとする。

●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令

(平成18年政令第228号)

(親会社等)

第三条 法第十条第九号(法第十五条、第十七条及び第十九条において準用
する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、官民競争入札又は民間
競争入札に参加しようとする者に対して次のいずれかの関係(次項におい
て「特定支配関係」という。)を有する者とする。

一 その総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部に
つき議決権を行使することができない株主を除く。次条第二号において
同じ。)又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

二 その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに
準ずる者をいう。以下同じ。)に占める自己の役員又は職員(過去二年
間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。)の割合が二
分の一を超えていること。

三 その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が
占めていること。

2 ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有す

る者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五 (略)

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七・八 (略)

●民法 (明治29年法律第89号)

(未成年者の営業の許可)

第六条 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

(婚姻による成年擬制)

第七百五十三条 未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。

ダム管理支援業務積算基準（参考資料）

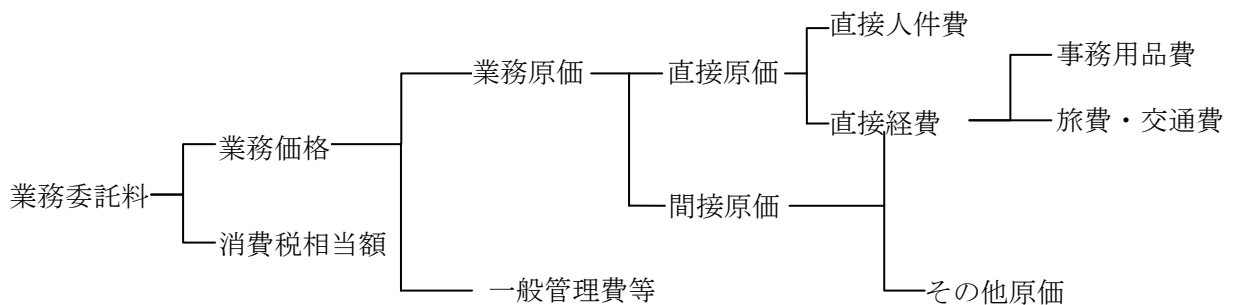
1. 適用範囲

この積算基準は、通常のダム管理支援業務を委託する場合に適用するものとする。

2. ダム管理業務A（ダム等操作支援等）

（1）業務委託料

① 業務委託料の構成



② 業務委託料構成費目の内容

イ 直接原価

（イ）直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

直接人件費は、委託期間を月数単位（少数1位止め、第2位四捨五入）で表示し、月額単価（基準日額×19.5日／月）で積算することを標準とする。

（ロ）直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

a 事務用品費

b 旅費交通費

ただし、a、b以外の直接経費は、その他原価とする。

ロ 間接原価

（イ）その他原価

その他原価は、a、b以外の直接経費及び間接原価とする。

ハ 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。

ニ 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

(2) 業務委託料の積算

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

業務処理に従事する技術者は、技術員とする。

(ロ) 直接経費

a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

b 旅費交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」による。

なお、本支店から業務場所までの通勤距離が片道30km以内、又は自動車で片道1時間以内の範囲については、交通費は計上しない。

(ハ) 業務打合せ・指揮監督

i 調査職員との打合せとして、1業務当り1回/月の業務打合せに必要な管理技術者（技師A）を0.5人/日計上することを標準とする。また、管理技術者による指揮・監督業務として、技師Aを1ヶ月あたり1.0人/日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。

ii 打合せ場所は、ダム管理所を標準とする。

ロ その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

ハ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

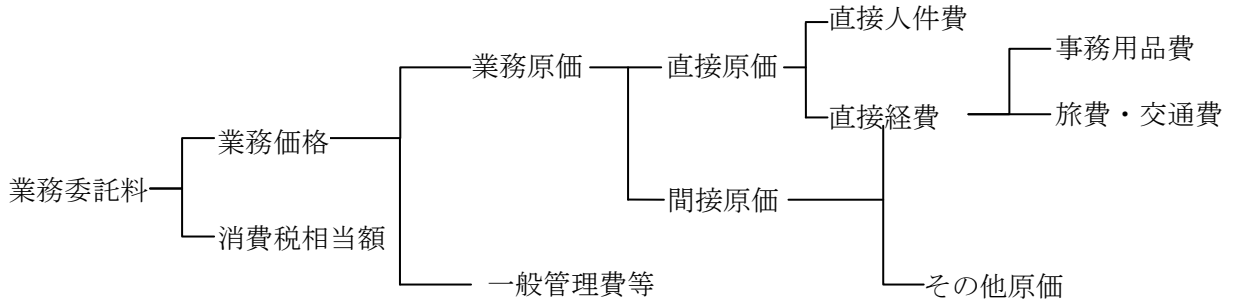
$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。

3. ダム管理業務B（情報連絡業務）

（1）業務委託料

① 業務委託料の構成



② 業務委託料構成費目の内容

イ 直接原価

（イ）直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する作業者の労務費とする。

直接人件費は、委託期間に業務処理に従事する日数で積算することを標準とする。

（ロ）直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

a 事務用品費

b 旅費交通費

ただし、a、b以外の直接経費は、その他原価とする。

ロ 間接原価

（イ）その他原価

その他原価は、a、b以外の直接経費及び間接原価とする。

ハ 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。

ニ 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

(2) 業務委託料の積算

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

業務処理に従事する作業者は、普通作業員を標準とする。

就業時間及び仮眠時間については、業務内容に応じて別途計上する。

・就業時間に基づく直接人件費の算出例

開 庁 日 16:45～9:00

閉 庁 日 8:30～17:15 16:45～9:00

22時から5時45分までの時間については、業務に支障のない範囲内で仮眠することができる。

時間 項目	8	10	12	14	16	18	20	22	24	2	4	6	8
開庁日	9:00					16:45							
	基本日額=基準日額+(基準日額×1/8(0.5H×125/100+2H×150/100)×構成比)												
閉庁日	8:30					17:15							
	9:00					16:45							
	基本日額=基準日額×2+(基準日額×1/8(0.5H×125/100+2H×150/100)×構成比)												

(ロ) 直接経費

a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

b 旅費交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」による。

なお、本支店から業務場所までの通勤距離が片道30km以内、又は自動車で片道1時間以内の範囲については、交通費は計上しない。

(ハ) 業務打合せ・指揮監督

- i 調査職員との打合せとして、1業務当たり1回/月の業務打合せに必要な管理技術者(技師A)を0.5人/日計上することを標準とする。また、管理技術者による指揮・監督業務として、技師Aを1ヶ月あたり1.0人/日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。

ただし、ダム管理業務Aと合併発注する場合は、計上しないものとする。

- ii 打合せ場所は、ダム管理所を標準とする。

ロ その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

ハ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、25%とする。

4. ダム管理業務C等（河川許認可審査支援業務、河川巡視支援業務）

当該業務の積算基準を参考に積算するものとする。

5. 車両管理

巡視等に必要となる自動車の積算は、「車輛管理業務委託積算基準」を参考に積算するものとする。